

第58回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年4月25日(月) 午後1時25分から午後3時10分

開催場所 姫路市役所 10階 第二会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	福永利一	出席		
2	松尾富昭	出席		
3	福岡溜	出席		
4	中塚良幸	出席		
5	田原仁志	出席		
6	田口繁克	出席	○	
7	尾川和男	出席	○	
8	三木輝男	出席		
9	田中博	出席		
10	飯塚祐樹	欠席		
11	萩原和好	出席		
12	高濱宏章	出席		
13	岡本富博	欠席		
14	宮下裕光	出席		
15	橋本静枝	出席		
16	小林忠明	出席		
17	青田誠	出席		会長職務代理者
18	大塚正稔	出席		会長職務代理者
19	岸本英夫	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

傍聴人 0名

議事内容

- 議案第1号 農地確認及び非農地確認について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第8号 令和4年度農業者年金加入推進活動計画の策定について
報告第1号 農地法第4条の規定による届出の専決について
報告第2号 農地法第5条の規定による届出の専決について
報告第3号 合意による解約等の通知について
報告第4号 畑地転換届について
報告第5号 県許可案件の許可状況について
報告第6号 農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

(令和4年4月25日 午後1時25分)

議 長

予定の方が揃われませんでしたので、只今から、第68回総会を開催致します。

【 議 長 挨拶 】

現在の出席者数は、農業委員19名中17名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。なお、飯塚祐樹委員、岡本富博委員より欠席の連絡を頂いております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきます。よろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

異議なしの声を頂きましたので、本日の議事録署名委員を田口委員と尾川委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしく申し上げます。

まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第1号（P1）を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、非農地確認の申請が5件提出されております。

1番が調整区域の案件、2番以降が都市計画区域外の案件となっております。

1番です。

林田町上櫛の畑32.0㎡につきまして、千葉市の■■■■より「平成12

年以前より、山林となっている」との申請です。

2番です。

夢前町前之庄の田122㎡につきまして、神戸市の [] より「平成10年以前より、姫路市道の一部となっている」との申請です。

3番です。

夢前町神種の田5筆計1,630㎡につきまして、夢前町神種の [] より「平成10年以前より、原野となっている」との申請です。

4番です。

夢前町筋野の畑36㎡につきまして、東京都町田市の [] より「平成10年以前より、原野となっている」との申請です。

5番です。

安富町安志の畑104㎡につきまして、安富町安志の [] より「平成3年以前より、隣接店舗の露天駐車場として利用していたが、平成20年頃に店舗が閉店し、現在は更地となっている」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員より「適当である」との意見を頂いております。北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各 委 員

.....

議 長

いずれも、現況が「山林」であったり「道路」であったり「原野」であったりと20年以上農地でなくなっていることが確認されております。

それでは、議案第1号について、承認とすることよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、議案第1号は承認と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

〔農地法第3条の規定による許可申請について〕
議案第2号（P2～P6）を説明する。

説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。14番の案件でございますが、申請者から取下げがありましたので、削除をお願いいたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は21件提出されております。

1番から6番は現在耕作面積0㎡の方の案件、7番から13番は今回許可されると下限面積を超える方の案件、15番以降が既に下限面積を超えている方の案件となっております。1番7番13番21番が市街化区域の案件となっております外は、いずれも調整区域の案件となっております。申請地は、いずれも譲渡人・貸人の「自作地」で、譲受人・借人は、いずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれも現在耕作されている農地に無断転用等はありません。申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。「通作距離」につきましては、2番3番が20kmであるほかは、いずれも15km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及

ばす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番です。

的形町的形の田、畑3筆計1, 195㎡につきまして、延末の [] が、大阪府貝塚市の [] より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [] の耕作面積は、市街化区域の下限面積1, 000㎡を超える1, 195㎡になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。なおこの案件、 [] の現在の耕作面積が0㎡であり、中南部地区農政協議会では「新規農家に該当するため事情聴取をするように」との意見となっております。

2番3番です。

広畑区小松町一丁目の [] が、豊富町御蔭の畑842㎡につきまして、豊富町御蔭の [] より「購入したい」との所有権移転の申請と、豊富町御蔭の田3筆計4, 011㎡につきましては、豊富町御蔭の [] より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、 [] の耕作面積は、調整区域の下限面積3, 000㎡を超える4, 853㎡になる予定です。作付作物は「野菜、水稻」となっております。なおこの案件、 [] の現在の耕作面積が0㎡であり、北東部地区農政協議会では「新規農家に該当するため事情聴取をするように」との意見となっております。

4番5番6番です。

香寺町溝口の [] が、船津町の田2筆計1, 904㎡につきましては、船津町の [] より「購入したい」との所有権移転の申請と、船津町の田236㎡につきましては、船津町の [] より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請と、船津町の田1, 190㎡につきましては、船津町の [] より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、 [] の耕作面積は、調整区域の下限面積3, 000㎡を超える3, 330㎡になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。なおこの案件、 [] の現在の耕作面積が0㎡であり、北東部地区農政協議会では「新規農家に該当するため事情聴取をするように」との意見となっております。

7番です。

広畑区蒲田の田2筆計1, 446㎡につきまして、広畑区蒲田の [] が、和歌山県橋本市の [] より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [] の耕作面積は、市街化区域の下限面積1, 000㎡を超える2, 067㎡になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

8番です。

網干区坂出の [] が、網干区坂出の田761㎡につきましては、京都府京田辺市の [] より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請と、網干区坂出の田877㎡につきましては、網干区坂出の [] より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、 [] の耕作面積は、調整区域の下限面積3, 000㎡を超える3, 377㎡になる予定です。作付作物は「野菜、水稻」となっております。

10番です。

林田町上構の田8筆計4, 020㎡につきまして、林田町上構の [] が、千葉市の [] より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [] の耕作面積は、調整区域の下限面積3, 000㎡を超える5, 822㎡になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

11番12番です。

豊富町豊富の [] が、船津町の田399㎡につきましては、豊富町豊富の [] より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請と、豊富町豊富の田2筆計1, 426㎡につきましては、豊富町豊富の [] より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、 [] の耕作面積

は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える3,209㎡になる予定です。作付作物は「野菜、水稲」となっております。

13番です。

花田町加納原田の田1,976㎡につきまして、飾東町庄の[]が、花田町上原田の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は、市街化区域の下限面積1,000㎡を超える2,187㎡になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。

15番から18番です。

林田町下伊勢の[]が、林田町中山下の田4,253㎡につきまして、林田町六九谷の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は42,780㎡になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。

19番です。

別所町佐土新の田2筆計491㎡につきまして、御国野町国分寺の[]が、名古屋市の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は65,237㎡になる予定です。作付作物は「果樹」となっております。

20番です。

飾東町庄の畑138㎡につきまして、飾東町庄の[]が、飾東町庄の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は3,576㎡になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

21番です。

飾東町庄の田1,030㎡につきまして、飾東町庄の[]が、大塩町の[]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。申請地は[]と[]の共有地で、共有者間の持分移転であり、管理耕作している[]の耕作面積はかわらず1,030㎡のままです。作付作物は「野菜」となっております。

22番です。

船津町の田2筆計2,001㎡につきまして、船津町の[]が、田寺東二丁目の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は10,190㎡になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

[]につきまして、この度、営農計画図と果樹を植樹した現況写真の提出がありましたので、回覧いたします。果樹として、レモン27本、みかん21本、梅16本を植えた、とのことです。当面は、この状態で農地管理の経験を積みたい、とのことです。なお、事務局においても現況がこのとおりとなっていることを確認しております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございます。

初めに、[]につきましては、2月24日に特別事情聴取させていただき営農意欲の確認を行ったところです。そしてこの度、その営農計画に基づいて営農の開始が確認できたと考えます。

その他、何か、ご意見ご質問等ございますか。また、報告や補足説明等ございますか。

各 委 員

.....

議 長

1番と2番3番と4番から6番の案件ですが、耕作面積0㎡からということで、地区農政協議会の新規農家として事情聴取が必要との意見を踏まえ、この3件事情

聴取を行う、ということによろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、5月6日に来ていただきまして、事情聴取を行いたいと思います。

議長

その他、なにかございますか。

各委員

.....

議長

なければ、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手をいただきましたので、許可相当といたします。

議長

それでは、次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号(P7)を説明する。
〔農地法第4条の規定による許可申請について〕
〔農地法施行規則第29条第1号の確認について〕

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は、1件の申請が提出されております。

調整区域の別所町佐土新の畑385㎡につきまして、御園野町国分寺の■■■■より「露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の「農地区分」は、「住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満」である第2種農地に該当すると考えております。「代替地の有無」に関しましては、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。「事業内容」につきましては、既に購入している空き家用の4台分の露天駐車場として利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「自己資金」となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。現況は「畑」となっております。

北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

続きまして、農地法施行規則第29条第1号の確認について、ご説明いたします。200㎡未満の農地を農業用倉庫などの農業用施設用地に利用する場合は、農地法第4条の規定による県知事の転用許可が不要となっておりますが、これに該当することの確認願が2件提出されております。どちらも調整区域の案件となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

打越の田161㎡につきまして、打越の■■■■より「農業用倉庫、露天農業用資材置場として利用したい」との確認申請です。「申請地の農地区分」は、集団性のある農地の「第1種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、農業用倉庫1棟を建築し、露天農業用資材置場を設ける計画となっておりますが、申請地には既に農業用倉庫が建築されており、そのことについて始末書が添付されております。

2番です。

別所町北宿の田2筆計261㎡のうち53㎡につきまして、別所町北宿の[]より「農業用倉庫、農道として利用したい」との確認申請です。申請地の農地区分は、住宅等が連たんの「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、農業用倉庫の設置とそこへ行くための農道とする計画となっておりますが、現況は、既に農業用倉庫と、そこに行くまでの通り道となっており、そのことについて始末書が添付されております。

どちらの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございました。

4条申請の案件につきましては、昨年2月に3条で取得された農地ですが、許可後1年間以上を経過しております。

なにか、ご質問等はございませんか。

各 委 員

・・・

議 長

ないようですので、議案第4号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各 委 員

(全員挙手)

議 長

全員の挙手を確認しましたので、「農地法第4条の規定による許可申請」については許可相当、「農地法施行規則第29条第1号の確認」については確認とします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第4号(P8)を説明する。
〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、3件の申請が提出されております。

いずれも都市計画区域外の案件となっております。申請地の「農地区分」は、2番については「住宅等が連たんの区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満」である第2種農地、3番については、「その他の農地」である第2種農地に該当すると考えております。1番は、集団性のある農地の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に隣接して設置される日常生活上必要な施設」に該当するものとして申請されております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっており、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

夢前町新庄の畑340㎡につきまして、夢前町新庄の[]が、夢前町新庄の[]より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建て、併せて露天駐車場を設けたい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、床面積125.87㎡の一般住宅1棟を建築し、2台分の露天駐車場を設ける計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「融資」、現況はすでに一部が雑種地、駐車場となっており、このことにつきまして始末書が添付されております。

2番です。

夢前町神種の田124㎡につきまして、夢前町神種の[]が、夢前町神種

の[]より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、床面積133.32㎡の一般住宅1棟を建築する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「融資」、現況は「田」となっております。

3番です。

安富町長野の田640㎡につきまして、安富町長野の[]が、安富町安志の[]より「譲り受けて、貸露天資材置場にしたい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、土木工事業を営む会社へ貸すための露天資材置場にする計画で、土砂や土木工事用の機械や資材を置く予定となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「自己資金」、現況は「田」となっております。

いずれの案件も、北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございました。なにか、ご質問等はございませんか。

各 委 員

・・・

議 長

ないようですので、議案第4号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各 委 員

(全員挙手)

議 長

全員の挙手を確認したので、「農地法第5条の規定による許可申請」については許可相当とします。

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積計画の決定」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第5号(P9～P13)を説明する。

〔農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積計画の決定について〕

市農政総務課より農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画の決定を求められているものでございます。農地利用配分計画につきましては、中間管理機構である「ひょうご農林機構」が借り受けた農地について受け手を選定し、市が作成した農用地利用配分計画案につきまして、農業委員会の決定を求められているものでございます。農業委員会としましては、農地法3条の許可基準を準用して、決定についてのご協議をいただいております。農用地利用集積計画と農用地利用配分計画ともに、市が6月1日付で公告を行います。

この度の権利設定は、新規として10件、119筆、137,779㎡につきまして、使用貸借権が設定されるものでございます。

案件の説明に当たりまして、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とこととされております。1番の[]関係する案件、4番5番の[]関係の案件となっておりますので、まず、その外の案件からご審議をお願いいたします。

新規の使用貸借権の設定として「7件、20筆、27,967㎡」の計画となっております。北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。本日の審議の結果を、市農政総務課へ送付したいと考えております。

以上、農用地利用集積計画の決定及び配分計画への意見につきまして、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、承認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

議長 [■■■■関係の案件]
それでは、■■■■、ご退室をお願いします。

[■■■■ 退室]

事務局 それでは、1番についてご説明いたします。
この度は、新規の使用貸借権の設定が「1件、92筆、102,408㎡」の計画となっております。

今回の借人である■■■■については、従前より、■■■■活動実績はありましたが、この度、6月1日付けで新たに■■■■を立ち上げることとなり、農家台帳上新規の法人として耕作面積が0㎡のため、営農計画書を添付しております。中南部地区農政協議会におきましては、「これまでの農業経営の実績はあるが、「耕作面積に比べて農機具が少なく思える」「法人として今後どのような活動をしていくのか」について事情聴取してみてもどうか。」との意見となっております。これに対して市農政総務課から、「農機具については現在これで賄えていることから、今後もこれで耕作を行う」「法人化の後もこれまでと同じ活動をしていく計画である」との情報提供がありましたので、報告いたします。

以上、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、承認することよろしいでしょうか。また、耕作実績は十分にあるということですが、法人としては耕作面積が0㎡のため、事情聴取には来ていただくことよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、決定と致します。

[■■■■ 入室]

議長 ■■■■の案件は承認となりましたので報告します。

議長 [■■■■関係の案件]
それでは、■■■■、ご退室をお願いします。

[■■■■ 退室]

事務局 それでは、4番5番についてご説明いたします。
この度は、新規の使用貸借権の設定が「2件、7筆、7,404㎡」の計画となっております。北東部地区農政協議会におきまして、特に問題点はでておりません。

以上、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、承認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

【 入室】

議長 〇〇〇〇の案件は承認となりましたので報告します。

次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第6号（P14～P32）を説明する。

〔農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について〕

農地を貸し借りする場合、農地法第3条の許可を受ける他に、農業経営基盤強化促進法による貸借も認められております。農業経営基盤強化促進法による手続につきましては、農家が農区等を通じて、市の農政総務課に利用権の設定を申し込み、市が農用地利用集積計画にまとめます。この農用地利用集積計画を、農業委員会の決定を経て、市が公告することにより、利用権が設定されることとなります。今回は定例の5月15日公告対象分です。

この度の農用地利用集積計画は、新規の設定が「186件、294筆、410,379㎡」、再設定の設定が「98件、190筆、246,619㎡」、計「284件、484筆、656,998㎡」の計画となっております。

なお、6番から56番が〇〇〇〇の案件、166番が〇〇〇〇の案件、198番から209番が〇〇〇〇の案件となっておりますので、まず、その外の案件からご審議をお願いいたします。

新規の貸借権の設定が「3件、4筆、4,061㎡」、新規の使用貸借権の設定が「125件、197筆、262,283㎡」、再設定の貸借権の設定が「1件、1筆、782㎡」、再設定の使用貸借権の設定が「90件、177筆、225,851㎡」合計「219件、379筆、492,977㎡」の計画となっております。

1番から4番の船津町の〇〇〇〇につきましても、現在の耕作面積が0㎡であり、北東部地区農政協議会におきまして、「新規農家に該当するため、事情聴取は必要」との意見となっております。

北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。本日の審議の結果を、市農政総務課へ送付したいと考えております。

以上、農用地利用集積計画の決定につきまして、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

宮下委員 「利用権の種類」の違いは、なんですか。

事務局 「賃借権」については、賃料などを伴う貸し借りとなります。「使用貸借権」は無償での貸し借りとなります。なお、この賃料は集計処理し、毎年賃借料情報として提供しております。

議長 その他、なにかございますか。

各委員 ……。

議長 それでは、承認することよろしいでしょうか。また、1番から4番の[]については耕作面積が0㎡のため、事情聴取には来ていただくことよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、決定致します。

議長 []関係の案件
それでは、[]、ご退室をお願いします。

[] 退室]

事務局 それでは、5番から56番についてご説明いたします。
新規の使用貸借権の設定が「50件、84筆、128,860㎡」、再設定の使用貸借権の設定が「2件、3筆、4,036㎡」、合計「52件、87筆、132,896㎡」の計画となっております。北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。
以上、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、承認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

[] 入室]

議長 []の案件は承認となりましたので報告します。

議長 []関係の案件
それでは、[]、ご退室をお願いします。

[] 退室]

事務局 それでは、166番についてご説明いたします。
再設定の使用貸借権の設定が「1件、1筆、3,059㎡」の計画となっております。北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。

以上、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、承認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

【 入室】

議長 〇〇〇〇の案件は承認となりましたので報告します。

【 〇〇〇〇関係の案件】

議長 それでは、〇〇〇〇、ご退室をお願いします。

【 退室】

事務局 それでは、198番から209番についてご説明いたします。

新規の使用貸借権の設定が「8件、9筆、15,175㎡」、再設定の使用貸借権の設定が「4件、8筆、12,891㎡」、合計「12件、17筆、28,066㎡」の計画となっております。北西部地区農政協議会におきまして、特に問題点はでておりません。

以上、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、承認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

【 入室】

議長 〇〇〇〇の案件は承認となりましたので報告します。

次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の規定による農用地利用集積計画の決定」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第7号（P33）を説明する。

〔農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の規定による農用地利用集積計画の決定について〕

議案第6号と同じく、農用地利用集積計画ですが、こちらは解除条件付き貸借により農業経営を行う法人による権利設定についてのものとなります。農業を営む法人ではありますが、農地所有適格法人の要件は満たしていない法人については、農地の所有はできませんが、権利設定後に農地を適正に利用していないと認められる場合に貸借の解除をする旨の条件を付すことによって、農地の貸借が可能となって

おります。

この度は、使用貸借権の新規「1件、1筆、1,360㎡」で、5月15日に権利を設定する計画となっております。北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。本日の審議の結果を、市農政総務課へ送付したいと考えております。

以上、農用地利用集積計画の決定につきまして、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議 長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

それでは、承認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

次に、議案第8号「令和4年度農業者年金加入推進活動計画の策定」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第8号（P34～P35）を説明する。

〔令和4年度農業者年金加入推進活動計画の策定について〕

農業者年金については、農業に従事されている方のみが加入できるもので、国民年金に上乗せされる公的年金になります。農業委員会は、農業者年金基金から業務を委託され、農業者年金に関する諸手続きや加入推進を行っており、本計画案は、年金加入推進活動を実施するための計画となっております。

それでは、資料の主な内容を説明させていただきます。

まず、今年度の加入目標人数ですが、1名とさせていただきます。加入推進班につきましては、地区別に3つの班を編成し、加入推進部長の青田委員と事務局職員および対象者の地元の農業委員さんの3名体制で推進活動を行います。加入推進強化月間としましては農閑期の11月および1～2月と設定しています。加入対象として働きかけをする目標人数は、20歳から39歳までの若手農業者12名とさせていただきます。なお、今回の計画案は、主に若手農業者への加入推進を前提に作成したのですが、農業者年金の加入対象者はあくまで60歳未満の農業者ですので、年齢にとらわれることなく、今後も機会あるごとに積極的に呼びかけを行ってまいりたいと考えております。

説明は以上です。加入推進計画案につきまして、ご審議をお願いいたします。

議 長

只今の事務局の説明について、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

それでは、ご質問はないようですので、議案第8号について、承認とすることよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

次に報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

報告第1号（P36～P37）を説明する。

〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、3月11日から4月7日の間に受け付けたもの、8件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議 長

有り難うございます。
お目通しをお願いします。ご意見ご質問等ありますか。

各 委 員

.....

議 長

特にないようですので、確認といたします。
次に、報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

報告第2号（P38～P44）を説明する。
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、3月11日から4月7日の間に受け付けたもの36件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議 長

有り難うございます。
案件の数が多いため、少し時間を取りまして、お目通しをお願いします。

各 委 員

.....

議 長

お目通し頂けましたでしょうか。
それでは、何かご質問等ございませんか。

各 委 員

.....

議 長

報告第2号について、確認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。
次に報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

報告第3号（P45～P49）を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が13件、使用貸借契約の解約の通知が17件ございました。利用権に該当するものは11件で、うち、農地中間管理事業に該当するものは1件です。賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、1番が「離作料金の支払い」の外はいずれも「無償」となっております。

以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議 長

有り難うございます。
なにか、ご質問等ございませんか。

各委員

.....

議長

特にないようですね。
次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第4号(P50)を説明する。
〔畑地転換届について〕

この度は、1件の届出が出ております。
広畑区才の田2筆計713㎡につきまして、広畑区西蒲田の[]より「周囲が宅地化し、水稲耕作が困難となったため」との届出です。現況は「田」となっております。担当委員より「適当である」との意見をいただいております。中南部地区農政協議会におきましても、特に問題点は出ておりません。
以上、畑地転換届につきまして、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。
市街化区域においては、このように周囲が宅地化して水稲が作れなくなるところは多くあると思います。
何かご質問等ございますか。

松尾委員

これは、地目を田から畑に変更するということですか。

大塚委員

そのとおりです。我々の農区では、これにより、水利権がなくなり水稲の水が使えなくなるという半面、溝掃除の義務から解放されるということでもあります。農地に違いはないですが。

議長

外に、なにかございますか。

各委員

.....

議長

それでは、報告第4号について、確認とさせていただきます。
次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第5号(P30)を説明する。
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、3月は13件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。

議長

報告、有り難うございます。
次に報告第6号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第6号(P53)を説明する。
〔農業経営改善計画(認定農業者)の認定について〕

農業経営改善計画の認定について、3月および12月の会長決裁分です。
1番の船津町において稲作、露地野菜を作付けしている[]と、2番の兼田や飾磨区妻鹿において施設野菜を作付けしている[]につきまして、どちらも、市長へ、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていることや、営農している農地に遊休農地はないことから、問題はなく、認定農業者として「適切」と回答していました。その結果としまして、[]は3月28日付けで、[]は4月1日付けで認定したと姫路市長より通知がありましたので、ご報告いたします。

議 長

報告有り難うございます。議案は以上です。

最後に、4月の農事相談において、相談の案件が1件ありましたので、その報告を、尾川委員からしていただくこととします。

尾川委員

小作地を合意解約したいが、土地所有者が応じない、との小作人側からの相談でした。

小作人自身は昨年亡くなっておられて、その妹さんからの相談でした。今は弟がなんとか管理しているけれど皆高齢になってこれ以上できなくなって、返したいのに、とにかく土地所有者から相手にされない、との訴えです。2年ほど前にも事務局に相談があって、その際、農業委員が仲介を試みっていますが、結局コンタクトできないままとなっています。

農業委員で検討した結果、裁判所の農事調停へ相談してはどうか、と案内しました。

議 長

報告、ありがとうございます。

最終的には民事訴訟になるのかもわかりませんが費用も掛かるので、裁判所で農事調停というものが、こちらは無料でしてもらえますので、こちらを案内した、ということです。

高濱委員

これは、当時、農業委員として私も何度も足を運んだけれど、玄関はバリケードがしてあって入れず、農区長などにも相談したりしたけれど、一度も会えずに断念しました。とにかく、会うことができなかった。

議 長

それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後3時10分 終了)

議事録署名委員

(議長)

岸 本 英 夫

(署名委員)

田 口 繁 克

(署名委員)

尾 川 和 男

